

保育士修学資金返還免除申請書

年 月 日

横浜市社会福祉協議会会長

(申請者)

住 所 〒

氏 名

電話番号

修学生との関係 本人・()

下記のとおり保育士修学資金の返還免除を申請します。

修学生番号		修学生氏名	
養成施設名			
貸付期間	年 月 ~	年 月	
貸付額①		円	
返還済額②		円	
免除申請額	①-②	円	
免除理由 ※該当番号に☑をつける	<input type="checkbox"/> 1 卒業後 1 年以内に保育士登録を行い、横浜市内の指定施設において所定期間引き続き保育士業務に従事した <input type="checkbox"/> 2 業務上の事由による死亡又は心身の故障のため業務を継続できなくなった <input type="checkbox"/> 3 死亡又は障害により貸付けを受けた修学資金を返還できなくなった <input type="checkbox"/> 4 長期間所在不明となっている場合等、修学資金を返還させることが困難と認められ、履行期限後に返還を請求した日から 5 年以上経過したとき <input type="checkbox"/> 5 横浜市内において、2 年以上保育士業務に従事した		
備考	上記 3～5 については、真にやむを得ない場合に限り、状況に応じて個別に判断するものです。詳細は裏面をご覧ください。		

(注) 添付書類については裏面をご確認ください。

従事先①	施設名称		
	所在地	〒	TEL
	職 種		
	従事期間	年 月 日 ~	年 月 日まで / 現在まで
従事先②	施設名称		
	所在地	〒	TEL
	職 種		
	従事期間	年 月 日 ~	年 月 日まで / 現在まで

返還免除について

以下の免除理由に該当する場合は、返還免除申請を行うことができます。

免除理由により、必要な提出書類が異なりますので、確認の上、申請書と併せてご提出ください。

〈返還免除について〉 横浜市社会福祉協議会保育士修学資金貸付事業規則より

(返還の債務の当然免除)

第 11 条 会長は、修学資金の貸付けを受けた者が次の各号の一に該当するに至ったときは、修学資金の返還の債務を免除するものとする。ただし、第 10 条第 1 項第 5 号により修学資金の貸付契約が解除された場合は、その限りではない。

- (1) 養成施設を卒業した日から 1 年以内に保育士登録を行い、横浜市域（国立児童自立支援施設等において業務に従事する場合は、全国区とする。また、東日本大震災における被災県（岩手県、宮城県及び福島県に限る。以下同じ。）において業務に従事する場合は、横浜市及び当該被災県とする。以下同じ。）内の保育所等において児童の保護等に従事し、かつ、5 年間（第 3 条第 1 項第 2 号のアに規定するに規定する中高年離職者が当該業務に従事した場合にあっては、3 年間）引き続き（災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により当該業務に従事できなかった場合は、引き続き当該業務に従事しているものとみなす。ただし、当該業務従事期間には算入しない。）これらの業務に従事したとき。ただし、従事する事業所の法人における人事異動等により、修学資金の貸付けを受けた者の意思によらず、横浜市外において当該業務に従事した期間については、当該業務従事期間に算入することができる。
- (2) (1)に定める業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき

(返還の債務の裁量免除)

第 14 条 会長は、修学資金の貸付けを受けた者が、次の各号の一に該当するに至ったときは、貸付けた修学資金（既に返還を受けた金額を除く。）に係る返還の債務を当該各号に定める範囲内において全部又は一部免除できるものとする。ただし、第 10 条第 1 項第 5 号により修学資金の契約解除がされた場合は、この限りではない。

- (1) 死亡又は障害により貸付けを受けた修学資金を返還できなくなったとき
- (2) 長期間所在不明となっている場合等、修学資金を返還させることが困難と認められる場合であつて、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から 5 年以上経過したとき
- (3) 横浜市内において、2 年以上第 11 条第 1 項第 1 号に規定する業務に従事したとき

〈添付書類〉

- ①規則第 11 条第 1 項第 1 号に該当する者
 - ・ 保育士業務従事届（様式第 10 号）
- ②規則第 11 条第 1 項第 2 号に該当する者
 - ・ 労働災害の認定を証明する書類
 - ・ 死亡届（様式第 12 号）
 - ・ 死亡の事実を証明する書類又は医師の診断書
- ③規則第 14 条第 1 項第 1 号に該当する者
 - ・ 死亡届（様式第 12 号）
 - ・ 死亡の事実を証明する書類又は医師の診断書
- ④規則第 14 条第 1 項第 2 号に該当する者
 - ・ 当該事実を証明する書類
- ⑤規則第 14 条第 1 項第 3 号に該当する者
 - ・ 保育業務従事届（様式第 10 号）

〈留意事項〉

第 11 条第 1 項第 2 号でいう「心身の故障のため業務を継続することができない」とは、長期にわたり就労が不可能であることに加え、社会的に自立生活を営むことが困難であると認められる状態のことを意味します。第 14 条第 1 項第 1 号及び第 2 号については、相続人または連帯保証人へ請求を行ってもなお、返還が困難な場合に限り個別に適用するものです。第 3 号については、本人の責による事由により免職された者、特別な事情がなく恣意的に退職した者等については適用しません。